

# FX 及び証券 CFD 店頭取引注意喚起文書

## FX 和証券 CFD 店頭交易注意事項

- **本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。**(注 1)  
※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。  
**金融商品取引法規定、店頭衍生品交易禁止無客戶主動意願的要約引誘，因此，除非客戶首先表示意願，否則不能以訪問、電話等任何形式向客戶發出要約邀請。**(注 1)  
※若此交易的相關邀請是以訪問、電話等形式發出，則請務必確認您是否表示過相關意願。
- **また、元本(想定元本を含みます)を超える損失が生じる恐れがあります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**  
另外、此交易所引起的虧損可能超過本金(包括名義本金)。因此，當客戶至本公司或表示接受邀請意願使要約開始後，請務必在充分瞭解本交易的相關內容的基礎上進行交易。
- **お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社カスタマーサポートまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は以下のADR(注 2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。**  
有關交易內容的確認、諮詢及投訴等，請直接與本公司客服部門聯繫。交易涉及的糾紛也可與以下 ADR(注 2)機構的投訴處理、糾紛解決部門取得聯繫。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

特定非営利活動法人 証券金融商品諮詢調解中心

電話號碼 0120-64-5005 (免費)

(注 1) 但し、以下に該当する場合は適用されません。

- ・法人のお客様の場合(外国為替証拠金取引においては外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合のみ適用除外となります)
- ・個人のお客様の場合で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

(注 2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

(注 1) 下列情况除外：

- ・法人客戶(在外匯保證金交易中，涉及對外貿易以及其他外匯交易相關業務的法人客戶，僅在以減小其保有資產及負債因匯率變動而產生損失風險為目的的情況下除外)
- ・個人客戶——已轉為特定投資家的客戶
- ・發出要約日之前的一年間完成過 2 次以上交易的客戶，以及截至發出要約日仍持有未平倉單的客戶

(注 2) 所謂 ADR，即非訴訟糾紛解決機制，指應不欲經由訴訟解決的當事人之要求，通過第三方參與調解以解決民事糾紛的一種制度。